

## 松本市社会福祉審議会の概要

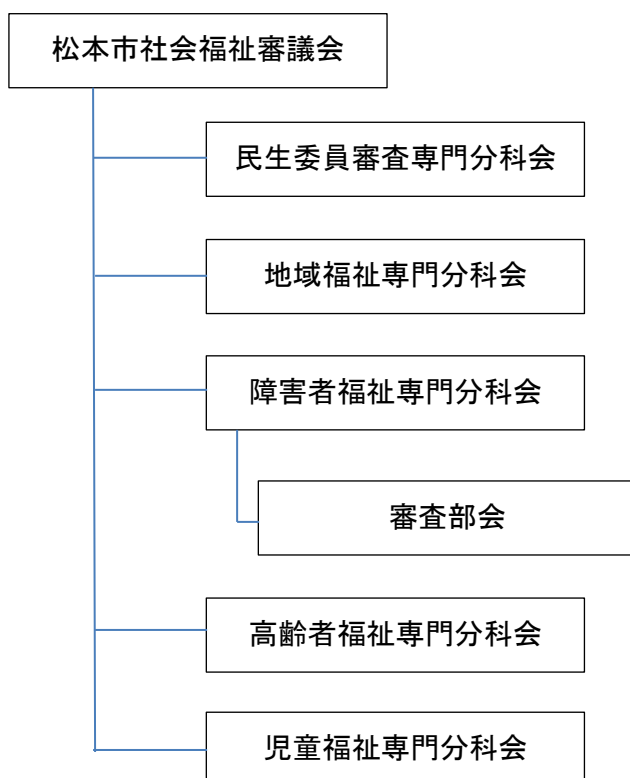
### 1 概要

令和3年4月の中核市移行に伴い、社会福祉法第7条第1項の規定に基づき、社会福祉に関する事項を調査審議する機関として松本市社会福祉審議会を設置します。審議会の所掌事項は、社会福祉全体にわたるため、より深く調査・審議するための専門分科会及びその専門分科会内に審査部会を設置します。

### 2 委員について

- ・社会福祉事業従事者、学識経験者のうちから市長が任命
- ・社会福祉審議会委員 24名以内（地域福祉専門分科会6名程度、障害者福祉専門分科会6名程度、高齢者福祉専門分科会6名程度、児童福祉専門分科会6名程度で構成）
- ・各専門分科会委員 12名程度
- ・報酬額 会議1回（4時間以内） 4,900円
- ・任期 委嘱日から3年間  
（欠員を生じた場合の補欠の任期は前任者の残任期間）

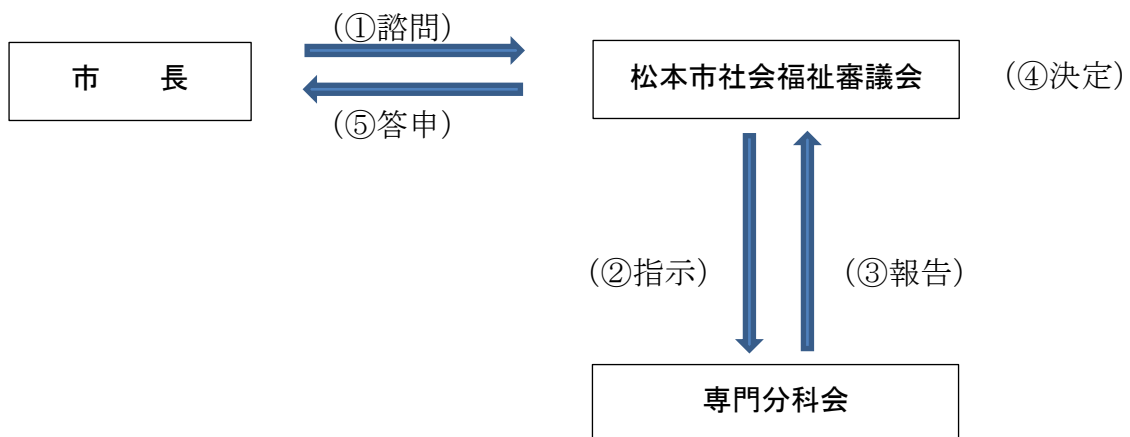
### 3 組織



#### 4 調査審議事項

名称	主な調査審議事項	担当課
社会福祉審議会	市長の諮問に応じ、社会福祉に関する事項について調査審議する。 審議会の所掌事項は、社会福祉全体にわたるため、より深く調査・審議するための専門分科会及びその専門分科会内に審査部会を設置する。	福祉計画課
民生委員審査専門分科会	・ 民生委員の適否の審査	福祉計画課
地域福祉専門分科会	・ 地域福祉計画の策定及び評価検証 ・ 福祉ひろばに関する事項 ・ 避難行動要支援者名簿に関する事項 ・ 再犯防止推進に関する事項	福祉計画課
障害者福祉専門分科会	・ 障害者基本計画・障害者福祉計画の策定及び評価検証	障害福祉課
審査部会	・ 身体障害者の障害程度の審査	障害福祉課
高齢者福祉専門分科会	・ 介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定及び評価検証 ・ 地域密着型サービス事業所の公募に関する事項	高齢福祉課
児童福祉専門分科会	・ 放課後子どもプランの策定及び評価検証 ・ 子ども・子育て支援事業計画の策定及び評価検証 ・ 保育所設置の認可に関する事項	こども育成課

#### 5 事務の流れ



#### 6 開催予定

社会福祉審議会 令和3年5月下旬

専門分科会 令和3年6月以降

※ 開催日については別途お知らせします。